

2014年5月

野生生物と人・地域社会の共存に関心をお持ちの皆様へ



「野生生物と社会」学会会長
赤坂 猛（酪農学園大学）

我が国の野生生物をめぐる社会環境は、1992年の生物多様性条約の採択によりそれまでの鳥獣行政一辺倒から野生生物行政全般へと大きく舵がきられました。採択以降、野生生物に関する法律が次々と整備されてきました。1992年の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律をはじめ、1999年の鳥獣保護法の大改正、更には2008年の生物多様性基本法など画期となる大きな動きがありました。

このようななか、近年、野生生物を取り巻く状況は目まぐるしい動きをみせています。中大型哺乳類の分布域拡大に伴う農林業被害等の各種軋轢の増大、里地・里山からの人や集落の撤退等に伴う生態系の改変や希少生物への影響、さらには外来生物による生態系への悪影響などなど、深刻な社会問題が次々と惹起されています。これらの野生生物に関する様々な問題と、地域社会がどのように合意形成し「折り合い」を取り付けていくのかが問われている時代でもあります。

当学会では、野生生物と人・地域社会との多様な関係のありようを調査研究し、その問題解決を目指すことを鮮明にすべく2012年度に現名称へと変えたところであります。野生生物と地域社会の「折り合い」を見出すべく様々なステークホルダーが「知のプラットフォーム」において協働・連携を深めてゆくことが求められていると考えます。このため当学会には、若手の研究者や学生らが集い学際的な知識や技術の習得・共有等を目指す青年部会や野生生物等行政の担当者や多様な関係者が集い科学及び行政の相乗的な発展を目指す行政研究部会などが鋭意活動してきております。

野生生物（問題）に関わる研究者や行政担当者、民間機関など多くの皆様の積極的な入会を期待しお待ちしております。

本学会への加入方法、会員の特典などは、同封のチラシ及び本学会のホームページ (<http://www.wildlife-humansociety.org/>) をご覧ください。